

## 第25回 新潟市景観審議会 議事録

開催年月日	平成27年10月23日(金) 午後2時00分～午後3時30分			
開催場所	新潟市役所本庁舎 本館 6階 議会第3委員会室			
	委員氏名	出・欠		備考
会長	大熊 孝	出		
会長職務代行	西村 伸也	出		
	岡崎 篤行		欠	
	山中 知彦	出		
	村山 和恵		欠	
	高松 智子	出		議事録署名
	中村 美香	出		
	砂田 徹也	出		
	渡邊 聖子		欠	
	中村 脩	出		
	丸田 滋彦		欠	
	佐原 まき	出		議事録署名
	植木 陽香	出		
	渡部 幸之助	出		
	番場 優	出		
	池田 洋子		欠	
	渡邊 英慎	出		
	遠藤 修司	出		
	大関 弘之	出		
	原山 茂	出		

(清水まちづくり推進課長補佐)

本日は、ご多忙のところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。本日の会議の進行を務めさせていただきます、まちづくり推進課の清水と申します。どうぞよろしく願いいたします。

会議に入る前に、報道機関より撮影の許可を求められておりますが、会長、許可することよろしいでしょうか。

(大熊会長)

皆さんよろしいでしょうか。写真を撮るということもあるかもしれませんが、それでは、異議がないということで、撮影の許可もしたいと思います。

(清水まちづくり推進課長補佐)

ありがとうございました。最初に関係機関の人事異動に伴い、2名の委員の交替がございましたので、新たな委員の就任についてご紹介させていただきます。国土交通省北陸地方整備局建政部都市調整官の大関弘之様でございます。

(大関委員)

大関でございます。よろしく申し上げます。

(清水まちづくり推進課長補佐)

新潟県新潟地域振興局地域整備部長の原山茂様でございます。

(原山委員)

原山でございます。よろしく申し上げます。

(清水まちづくり推進課長補佐)

それでは、会議に先立ちまして、都市政策部長の大勝よりごあいさつを申し上げます。

(大勝都市政策部長)

どうも皆さん、こんにちは。都市政策部の大勝でございます。私も、この4月から部長の職となりました。今日、私も初めて景観審議会ということで、少し緊張しているところでございます。

まずは、本日の議題でございますが、景観計画の変更とそれに伴う屋外広告物の規格の設定の2件となっております。景観計画の変更、新たな特別区域、旧齋藤家別邸周辺地区の設定につきましては、昨年11月に開催いたしました、第24回審議会で、その概要をご説明し、ご意見をいただいたところでございます。市では、そのご意見を基に修正しました景観計画の変更案のパブリックコメントを今年の7月13日から8月11日まで実施いたしました。その中で、特に修正などのご意見はございませんでした。また、本審議会に先立ち、10月2日に都市計画審議会において内容をご説明し、ご審議をいただきました。そこにつきまして

も、特に修正などのご意見はなかったことをご報告させていただきます。

本景観計画の変更につきましては、本年12月の議会におきまして、景観条例の関係部分の改正を行い、新年からの施行を予定しておりますので、本日のご審議において、答申をいただきたいと考えております。また、屋外広告物の規格の設定につきましては、旧齋藤家別邸周辺地区の特別区域の設定に伴い、同地区の屋外広告物の制限を定めるもので、景観計画で定めた制限を実効性のあるものとするために、屋外広告物条例に基づき、規格の設定を行うものでございます。報告案件の景観重要建造物の指定は、前回の審議会概要をご報告いたしました。旧齋藤家別邸周辺地区にあります、行形亭と北方文化博物館新潟分館の建造物について、景観法に基づく景観重要建築物の指定に向けて、ご意見をいただきたいと思っております。本日は、どうぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

(清水まちづくり推進課長補佐)

続きまして、本日の会議出席状況を報告いたします。5名の委員の欠席報告でございます。新潟大学工学部教授の岡崎篤行様、新潟青陵短期大学助教の村山和恵様、新潟市消費者協会新潟支部理事の渡邊聖子様、公募委員の丸田滋彦様、新潟県広告美術協同組合の池田洋子様、以上の委員が本日、ご欠席でございます。本日の審議会は、委員20名中15名の委員の皆様がご出席でございますので、新潟市景観審議会規則第5条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

会議についてですが、本会議は、議事録作成のために録音させていただいております。必ずマイクを使用のうえ、発言の前にお名前をお願いいたします。マイクの使用方法ですが、発言の際にマイクをご自分のほうに向けてボタンを押してください。マイクが入ると赤いランプが点灯いたしますので、このランプの点灯をご確認のうえ、発言をお願いいたします。発言が終わりましたら、再度、ボタンを押していただき、赤いランプが消えたことのご確認をお願いいたします。なお、本会議は公開することとなっておりますので、作成した議事録はホームページなどに掲載させていただきますので、あらかじめご了承願います。

それでは、議事に入ります前に、本日の配付資料の確認をさせていただきます。まず、事前に送付させていただいたものとして三つでございます。議案(1)「新潟市景観計画(案)」、 「新潟市景観計画新旧対照表」、議案(2)「新潟市屋外広告物条例に基づく屋外広告物の規格の設定について」でございます。ご持参ただけていましたでしょうか。本日配付の資料としまして、次第と第13期新潟市景観審議会委員名簿、「新潟市景観審議会への諮問について」、資料1「『新潟市景観計画の変更及び新潟市景観条例の改正並びに新潟市屋外広告物条例施行規則の改正』に対する市民意見と市の考え方」、資料2「新潟市都市計画審議会への諮問について(答申)」、資料3「新潟市景観条例の一部改正について」、資料4「パワーポイント

ト説明データ」でございます。以上 10 点でございますが、不足はございませんでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、お手元に配付させていただきました次第に沿って、会議を進めさせていただきます。会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

(大熊会長)

それでは、議事を進めたいと思います。最初に議事録署名委員を 2 名、決めさせていただきます。高松委員と佐原委員にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。それでは、議事を進めさせていただきます。

議案(1)新潟市景観計画の変更について、議案(2)屋外広告物の規格の設定についての 2 件。これは、その資料にありますように、市長から諮問を受けて、ここで審議答申するものであります。まずは、両方合わせて事務局からご説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

事務局より説明させていただきます。議案 1 号、議案 2 号は関連がありますので、一括してご説明いたします。

まず、新潟市景観計画の変更についてご説明いたします。説明にパワーポイントを使用しますが、途中、お手元の議案 1「新潟市景観計画(案)」及び議案 2「新潟市屋外広告物条例に基づく屋外広告物の規格の設定について」を使って説明いたします。パワーポイントの説明は、お手元の資料 4 にまとめられています。画面が見づらい場合は、そちらをご覧ください。

はじめに、景観計画の根拠法である景観法の概要について説明いたします。スクリーンをご覧ください。景観法は、平成 16 年 12 月に施行されました。地方公共団体が景観行政団体となり、景観計画を策定できることとなっております。景観計画は、地域の良好な景観の形成のため、景観計画区域を定め、区域内の建築物や工作物の高さや色彩、形態等の制限を定めることができます。景観計画区域を定めることにより、区域内で建築行為等を行う場合に、市への届け出が義務づけられることになります。

本市の景観計画は、平成 19 年 4 月の施行です。良好な景観の形成のための制限を行う「景観計画」の区域は、市内全域に設定しております。この景観計画区域のうち、地域の特性に応じた景観形成を進める必要がある区域を「特別区域」、それ以外を「一般区域」と区分しております。この特別区域には、地域特性に応じた制限を定めております。

特別区域は、現在、中央区の二葉町 1 丁目 1 区地区と信濃川本川大橋下流沿岸地区の 2 地区を設定しております。それぞれの特徴は、二葉町 1 丁目 1 区地区は、地元の方の発意による地区で、都心に近接した閑静な住みよい住宅地の景観づくりを目指し、敷地内の緑化など

の基準を定めております。また、信濃川本川大橋下流沿岸地区は、本市の都心を流れる大河信濃川沿いの眺望景観に配慮し、建物の高さを50メートル以下に設定しております。そして、このたびの景観計画の変更により、本市で3地区目の特別区域として、旧齋藤家別邸周辺地区を設定するものです。

さらに地区の詳細を見ていきます。中央のオレンジ色の市道中央3-11号線、通称「白壁通り」に沿って建ち並ぶ、国の名勝に指定された旧齋藤家別邸、江戸時代から続く料亭の「行形亭」、明治期の実業家の旧別荘である「北方文化博物館新潟分館」、そして、その他の一般住宅から構成される赤の破線で囲まれた区域です。面積は約1.6ヘクタールです。通り沿いに歴史的建造物や庭園を望むことができ、伝統的な景観を感じられる地区になっております。区域内の建物は、ほとんどが2階建ての木造建物で構成されており、一部に木造3階建てや鉄筋コンクリート造の住宅があります。この現在に残る貴重な伝統的景観を維持保全し、さらに向上させるべく、特別区域を設定し、景観の保全のための制限を行うものです。

景観計画では、1 景観計画区域、2 良好な景観の形成に関する方針、3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、4 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針、5 屋外広告物の制限に関する事項の五つを定めておりますが、このたびの特別区域の設定にあたり、1番、2番、3番、5番について新たに追加を行い、あわせて、その他の軽微な変更として、「地方分権改革一括法による景観法の改正に伴う条項の変更」及び「特別区域『二葉町1丁目1区地区』における会津八一記念館の廃止に伴う名称の削除修正」の2点について変更を行いました。

ここから、お手元の「新潟市景観計画（案）」の変更点についてご説明いたします。参考資料として「新旧対象表」もお配りしておりますので、適宜、ご覧ください。

では、お手元の「新潟市景観計画（案）」をお開きください。赤字の部分が、変更された部分になります。1 ページ目、1 景観計画区域（2）区域区分ですが、これまでの2地区に1地区追加し、3地区とします。追加する地区は、ウ「旧齋藤家別邸周辺地区」で、江戸時代から続く料亭、明治や大正期に建築された実業家や豪商の旧別荘といった歴史的建造物が建ち並ぶ地区、約1.6ヘクタールです。

次に5 ページ目をお開きください。特別区域の方針です。最初のア「二葉町1丁目1区地区」について、ご存知のように当該地区にありました会津八一記念館が万代に移転したことによりまして、(イ)を「周辺の文化施設及び古い建造物が醸し出す深みのあるまちなみの風情に配慮し、歴史や文化の生きづく景観づくりを進める。」に変更いたします。また、新たに追加するウ「旧齋藤家別邸周辺地区」について、四つの方針を定めるものとしました。

はじめに、(ア) まちなみを構成する歴史的建造物の保全を図り、歴史的な佇まいと伝統文

化が薫る景観づくりを進める。(イ)建築物等の新築や改修にあたっては、創意と工夫を重ね、歴史的まちなみの良さを活かした風情ある景観づくりを進める。(ウ)塀越しの黒松など、敷地内樹木の適切な維持・管理に努め、緑多い景観づくりを進める。(エ)道路の改修にあたっては、歴史的なまちなみと調和した素材を用いるなど、質の高い景観づくりを進める。の四つの方針となります。

続いてページが飛びますが、10 ページ目をご覧ください。二葉町1丁目1区地区の景観形成基準の一番上の段、建築物の意匠・色彩の最初の●印については、会津八一記念館の移転にともない「周辺の文化施設」に変更します。

続いて12 ページ目をご覧ください。新たに追加した特別区域「旧齋藤家別邸周辺地区」の届け出対象行為につきましては、建築物や工作物の規模要件を設けず、新築・増築・改築などすべてを対象としております。また、地区内の緑は大切な景観要素であることから、木竹の伐採や植栽まで対象としています。

次の13 ページ目、14 ページ目をご覧ください。同地区の景観形成基準を表のとおり定めます。本景観形成基準は、現状の伝統的まちなみの維持向上を基本的な考え方として、地元の住民の方とも勉強会を行い、策定を進めてきた内容となっています。表の一番最初の項目の高さですが、地区内の現状の建物が最高でも3階建てであることから、12メートル以下、3階建て以下としています。次の配置については、通りに面する歴史的建造物の多くが2階建てまでであることから、例えば、新たに通りに面して3階建てを建てる場合は、通りから壁を後退させる努力規定を設けています。ここで通りは、地区の中心を通過している市道中央3-11号線、通称「白壁通り」を指します。以下、同じです。「形態意匠・色彩」については、通り沿いの伝統的なまちなみの保全の観点から、2番目の●印になりますが、和風の形態意匠とすることなどの努力規定を設けているほか、同じ欄の5番目の●印では、外壁色彩の制限は、現況の建物の色彩調査から、白や黒、グレー系やベージュ系の色を設定しています。なお、色彩については前回の審議会でご意見をいただきまして、変更しております。次の「建築設備」については、1番目の●印になりますが、道路から目立たないように工夫することを求めています。次の門・塀など「附属建築物」については、保全の観点から、1番目の●印になりますが、伝統的材料の使用を努力規定として設けています。その他「外構」や「その他」屋外照明などについても、きめ細かく定めております。

次の下段の「工作物」についても、建築物と同様に高さを12メートル以下、形態意匠・色彩では、建築物と同様に制限しています。また、一番下の欄の自動販売機についても、通りから見える場所に設置しないこととしています。こちらも、前回の審議会のご意見を受けて変更いたしました。

14 ページの「木竹」については、現状の塀越しの黒松の景観を守る観点から、上から三つ目の●印ですが、樹高の高いものはできるだけ伐採しないことや、やむを得ない場合は、代わりの樹木を植えるよう求めています。

以上で景観形成基準は終わりです。15 ページ目をご覧ください。

5 の屋外広告物の制限に関しては、旧齋藤家別邸周辺地区の特性に合わせた屋外広告物の設置等を図るため、「地域特性に合わせた配慮を行うものとする。」という記載を追加し、表のとおり配慮事項を定めます。配慮事項の詳細は、調査を行って現況にない種類のもの、若しくは和風建築にふさわしくない種類のものなどを禁止する内容としております。また、色彩について、建築物と同様の規制としております。

ここで、関連がありますので、お手元の議案 2 「新潟市屋外広告物条例に基づく屋外広告物の規格の設定について」をご覧ください。屋外広告物は、景観法では届け出の対象ではないため、屋外広告物の規制を行うためには、別途、屋外広告物法及び屋外広告物条例に基づく規制を定める必要があります。そこで、このたび、議案 2 の内容で特別区域に適用する屋外広告物の規格として定め、規制を行うものです。なお、屋外広告物条例においては、屋外広告物の規格を定める場合は、景観審議会の意見を聴くこととされておりますので、一緒にご審議をお願いします。

説明は、景観計画に戻ります。最後のページになりますが、こちらが特別区域の範囲を示した図となります。なお、個々の説明は省略させていただきましたが、関係法令の改正に伴う条項の変更として、2 ページ目上段の 2 「良好な景観の形成に関する方針」の括弧書きの部分並びに 6 ページ目の上段 3 「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」の括弧書きの部分並びに 15 ページ目の上段 4 及び中段 5 の括弧書きが変更となります。以上が、新潟市景観計画の変更案についての説明となります。

次に今後のスケジュールについて説明いたします。スクリーンをご覧ください。本審議会の前に、平成 27 年 7 月 13 日から 8 月 11 日にかけて、景観計画の変更の概要についてパブリックコメントを実施いたしました。お手元の資料 1 に市民意見がまとめられています。お一人から、景観法の手続きである変更命令についてご意見をいただきましたが、景観法に基づく手続き内容に関するご質問でしたので、修正意見はございませんでした。

次の資料 2 をご覧ください。10 月 2 日開催の都市計画審議会におきましては、都市計画上の支障の有無についてご意見を伺い、原案どおりとの議決をいただきました。そして、本日、新潟市景観条例の規定に基づいて景観審議会に諮問を行うものです。その後、景観計画の施行に必要な事項を定めるため、景観条例などの改正を行い、平成 28 年 1 月 1 日に施行する予定となっております。

最後に、今後の景観計画の充実に向けた取組みについて、ご説明します。本市では、歴史や文化などの地域固有の特性を活かした良好な景観形成を推進しております。このたびの旧齋藤家別邸周辺地区に続き、古町花街地区、旧小澤家周辺地区など、歴史的な建造物の残る地区についても、特別区域の設定を行い、歴史的な建造物と一体となったまちなみの維持・向上を図りたいと考えております。

以上で議案の説明を終わります。ご審議お願いします。

(大熊会長)

ご説明ありがとうございました。ただいまの説明に関して、ご意見、質問等あればお願いいたします。

(高松委員)

ただいまのご説明の中で、議案(2)の屋外広告物条例に基づく屋外広告物の規格の設定についてということで、九つの設定がありますけれども、特別区域ということで、屋外広告物は大分コントロールされて、非常に美しいまちなみが形成できるのではないかと考えておりますけれども、この中での(3)に、これは屋外広告物だけではないのですけれども、もう片方の計画のほうもそうですけれども、広告物の色彩は、マンセル値によるものとし、歴史的なまちなみと調和するように無彩色または低彩度(彩度4以下)の茶系色(色相Y, YR)とすると記載されております。ご高承のとおり、マンセル値というものは、三属性なのです。それで、ここの表示では、三属性になっていないのです。ですから、少し足りない部分の明度段階はどうなっているのかという表示が少し抜けているのです。明度は大体0.5くらいから表示していますけれども、そこから9.5まであるのですけれども、その段階で明度は何を使ってもいいのかということかと、これだと理解するのですけれども、この辺、例えば、茶系色というように、色相がYとYRで、これも指定しています。このYとYR、一般的にやはりよく使われている色相ではあるのですけれども、茶系統でY, YRというのは、明度段階でもかなりありまして、2.5Y, 2.5YR, 7.5Yとか、7.5YRという範囲のものが、非常に明度によって色合いが主観的に見たときには、かなり幅があるのです。ですから、この辺のところの明度の記載がないということ。マンセル値というのは、そもそも三属性ですから、三属性で表現すべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

(大熊会長)

大変専門的なご質問、ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

一応、明度については、実はあまり考えていなかったのですけれども、大体、彩度を抑えると落ち着いた色になりますので、明度までは指定しなくても大丈夫かと考えていました。



(大熊会長)

という返事ですけれども、高松さんどうですか。

(高松委員)

見本帳と申しますか、色表をよく見ていただくとお分かりだと思っておりますが、先ほど、私が申しました、2.5Yとか、2.5YRから7.5Y、7.5YR。10にいくにしたがって、茶系といいましても、かなりバリエーションがありまして、私もいろいろ論文で発表もしたのですが、調査研究してみますと、彩度は大体、どこの県、市でも低彩度ということで6以下とか、4以下と規制は厳しいのですけれども、明度という段階によって、かなり違うというところが、再発見したということも少しありまして、明度、やはりマンセル値によるものと書いてある以上は、三属性で述べるべきだと思っております。ですから、何でもいいのかもできませんけれども、その辺の明度もやはり入れておかないと、屋外広告物を扱う人たちにとって、またこれらの規制の含まれる方たちにとっても、少し質問が来るような感じがしますので、その辺の明記もされたほうがよろしいかと。

(大熊会長)

大変貴重なご意見、ありがとうございます。ほかの方、これに関連して、ご意見ございませんでしょうか。今日は、広告美術業の池田さんはお休みですね。

(高松委員)

それともう一つ。それは先ほどの色の指定のほうですね。建造物のところにも計画の中でも同じことがやはりあります。

(大熊会長)

それは13ページですね。

(高松委員)

ええ、漏れておりました。それは同じなのですが、もう一つ、広告物に関して、無彩色または低彩度(彩度4以下)の茶系とするとありました。その規定はとてもよろしいですけれども、むしろもう少し踏み込んで、やはり考える方の範囲を狭めるようで恐縮なのですが、例えば、今、現状である広告物、自立型の広告物、標識みたいものがあるのです。指示標なのですけれども、それは地がホワイトで、図が茶系になっているのです。ですから、むしろここまで特別区域として指定するのであれば、地は全部白というふうにお決めになったほうがよろしいような気がするのです。そうすると、まちなみをもっと統一されるかと、現場を見まして感じたのです。その連続性で周辺もそういう自立型の立て看板になっておりますので、それに合わせたような、茶はいろいろとバリエーションがあるのですけれども、地が白というように規定するのはいかがなものでしょうか。今はとても美しいのですが、こ

れからどういう形で、この範囲であっても、例えば、地が茶で、図が白というものもあり得るわけです。ですから、もう少し踏み込んで、地が白で統一されていたので、それに合わせてもよろしいのではないかと感じました。

(大熊会長)

ありがとうございます。もう一つの意見についていかがでしょうか。

(事務局)

今、広告物の地の色についてお話がありました。一応、我々は現地を調査いたしまして、古い建物は、木製の看板が多いのです。木製の看板で地を白というとなかなか難しいなということで、今回、使える色は茶色か白黒かという形で定めたところです。歴史的な建物ですと、大体、木製の看板に黒で文字が書いてあるとか、そういうパターンが多いのです。できればそういったものが、逆に増えたほうがいいのかという形で、この色設定を出しました。

(高松委員)

そのご意見には非常に賛成でございます。であれば、木製という部分を入れられたらいかがでしょうか。私が今、お話ししたのは、木製をペンキで塗るということは、あまりあり得ません。ですから、これ以外のことだと思って、今、お話を申し上げたのですが、木製は木製で木地を生かしてするのは普通のやり方だと思いますので、この指定ですと木製ということではないかなという解釈で、今、お話し申し上げました。ですから、木製であれば、木製はよろしいかと思えます。そのまま木地でよろしいかと思えます。ペンキを塗るということは、ほとんどあり得ませんので。

(大熊会長)

分かりました。今、高松さんからそういうご意見がありましたが、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

(遠藤委員)

すみません、私、先ほどのマンセル値というのがよく分からなくて調べたら、マンセル値とは、三つがあるのだということであれば、どうしてもマンセル値という言葉を使うのであれば、例えば、(3)のところにも明度は問わないとか、明度については何とかだと一言必要なのではないかという気がいたします。

(大熊会長)

ご意見ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

(植木委員)

明度の話で、私も明度を決めておいたほうがいいのかと思ひまして、同じ黒系でも、薄い灰色と黒だと大分印象が変わるので、決まりがあってもいいかと思ひました。

(大熊会長)

ありがとうございます。事務局どうですか。明度に関する記述を入れるということで、対応、時間的なものも含めて可能ですか。ある程度、もう一回、この会議を開くということは、少し無理だろうと思いますので、私にご一任いただくということで対応するという事によろしければ、事務局と相談して、進めていきたいと思いますが、よろしいですか。先ほどの木製のことを書くかどうか、預らせていただいて、考えさせていただきたいと思います。明度に関しては、明度については問わないという意見がありましたけれども、多分、明度に関しては、やはり6以下くらいでしょうか。4とか、その辺、高松さんのご意見を先に聞かせておいてください。

(高松委員)

実は、旧齋藤家ではなくてその迎えにある北方ですね。あちらがY R系なのですけれども、かなり明度は高いです。白ではないのです。ですから、その辺のところも測色しまして、ある程度の範囲で、それともう一つ、やはりここまで特別区域として指定して、それなりのコントロールをするわけですから、いわゆる可視化ということで、等色相面を載せられてはいかがでしょうか。等色相面というのは難しい言葉かもしれませんが、例えば、今、YとY Rというように指定がございます。であれば、Yのバリエーション、明度が幾つから彩度が幾つ。これは4以下になっていますから、彩度4から明度は先ほど言いましたように問わないということであれば9.5まであるわけですが、0.5からね。その範囲を色で表現しておく。これは言葉で言っても、多分、広告業の方もすぐにはぴんときていないと思います。

(大熊会長)

表に色がついて、段階的に幾つかありますね。

(高松委員)

ですから、Yの色相面とY Rの色相面のいわゆる明度と彩度の表なのです。トーンという言い方をしているのですけれども、それらを一緒につけたほうが親切かなと思っております。

(大熊会長)

分かりました。それでは、現在、現実にあるものよりも、下にするのは無理ですから、現実に現在あるものの明度をきちんと把握して、その辺を参考にして、決めたいと思います。それで今、彩度と明度を表現する仕方にも少し工夫をしていきたいと思います。ということで、事務局よろしいですか。私と最終的に調整して、時間的に間に合うようにしなければならぬと思いますので。その他いかがでしょうか。

(中村(美)委員)

2点あるのですが、1点目はこの通りに関しては、やはり夜の風情みたいな部分も、とても大事になってくる。夜の景観というものもあると思うのですが、そのあたりの明るさ、照度についても何か規定というか、考え方を示しておいてもよろしいのではないかと思います。

もう一つは、市道についても含まれると考えてよろしいかということと、それに伴って、だれもが歩けるような通りであるという部分では、景観とユニバーサルデザインということで、点字誘導ブロックの話とかがどうしても出てくることになるわけなので、その辺についても、少し考え方を整理しておく必要があるのではないかと感じました。

(大熊会長)

ただいまのご意見で、夜の照度等についてはどうかと。それから、私道ということですか。

(中村(美)委員)

市道です。

(大熊会長)

市道についてのご意見でしたが、事務局はいかがでしょうか。

(事務局)

今、いただいたご質問についてですけれども、まず市道の点字ブロック等については、一応、バリアフリーの基準がございますので、そういったものに従って整備していきたいと考えております。照明の明るさ等についても、同様に基準がございますので、当然、それに合った形で整備を進めてまいります。

(大熊会長)

よろしいですか。

(中村(美)委員)

点字誘導ブロックもそうなのですけれども、道路面をどういう形で作っていくか。かなり面積が大きいので、多分、この景観にかなり大きな影響があると思うので、そういった部分に関しては、やはり相当慎重にされたほうがいだろうと思うことと、点字誘導ブロックに関しても、条例を守るということも大事なのですけれども、良さみたいなことを引き出すために、その部分に関しても、かなり当事者から、視覚障がいの方からも意見を聞きながら、この地域の良さを分かるようにしていくような形で、まとめ上げていただけるといいなと思います。

(大熊会長)

その点字ブロックも私はよく知らないのですが、ある程度、幅を持たせて、いろいろな変更が可能なのですか。

(中村(美)委員)

輝度比という形で、今、考えて、色を合わせることはできるのですけれども、それではやはりちょっとと思うような、皆さんが大事にしたいと思っているものとは、少し違うかなというようなものもあるので、そのあたり意欲的に取り組まないと、なかなか目指しているものとは違和感が生じる可能性もあるかと。

(大熊会長)

ありがとうございました。事務局で、その辺どうですか。

(事務局)

このように道路の整備は、道路の移動円滑化のガイドラインがあるので、その基準はあるところなのですけれども、視覚障がい者団体等のご意見をいただきながら、すでに中央区で進めていますけれども、そちらに伝えながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

(大熊会長)

それでは、その辺も考慮しながら進めていただくということで、とりあえずはこの形態で、先ほどの明度に関することは、検討いたしますけれども、そのほかいかがでしょうか。

(中村(脩)委員)

特別地区ということなのですが、具体的な何らかの整備計画というものは、現在何かあるのでしょうか。というのは、電柱を地中化するという計画はお聞きしたことがあったのですが。それと石畳ですけれども、白壁通りを石畳にするかどうかみたいなお話も聞いていたと思うのですが、その辺は、現段階ではまだ、直接的にこの計画とは関係ないのかどうか。

あと旧齋藤家別邸周辺地区ということなのですが、この場所に接した周辺の地区はどうかという気がするのですが、割りと全体的に風情がある地域だと思うのです。大神宮もありますし、あとは西大畑公園ですね。地獄極楽小路に面した場所ですね。そういった地区の今後の何らかの予定というものがあるのかどうかということを知りたいと思います。いかがでしょうか。

(大熊会長)

今、3点ございましたけれども、電柱の件と石畳の件と周辺のことということで、事務局からご回答をお願いいたします。

(事務局)

私のほうから、石畳の工事の検討をご説明させていただきます。これについては、来年度、中央区のほうで工事させていただく形になるかと思っております。無電柱化につきましては、なかなか歩道のない所の無電柱化というのは難しい、技術的に難しいところがあるのですけれど

も、他県にはそういう所でも無電柱化をやっている事例がありますので、そういうものを勉強しながら、電線管理者の東北電力やNTTの意見を聞きながら、できるだけ進めていきたいと思えますけれども、今のところはなかなか難しいということをご理解いただければと思います。

(事務局)

周辺の地区についてでございますが、今回のいわゆる旧齋藤家別邸周辺地区は、風情のある建物が集まっている密度の濃い所ですので、そういった所はきちんと、がちっと、今回の特別区域で固めて、周辺についても、今後、いろいろ調査しながら、恐らくこういった厳しい内容だと難しいと思えますので、どういったルールが望ましいのか検討しながら考えていきたいと思えます。

(事務局)

もう一点、補足させていただきますけれども、歩道がないところの無電柱化が難しい理由は、歩道の中に機器塔という形で、大きなトランスの代わりのようなものを置くスペースが必要になるのですけれども、それを置くスペースは、どうしても歩道上じゃないとなかなか難しいということで、そのスペースがないと。他県では、一部、用地を買わせていただいてやっているような事例もありますし、別のやり方ですと、軒下配線とか、やり方はあるのですけれども、なかなか新潟市では、今、そういった事例がないという中で、一応、そういうやり方を勉強させていただきながら、やり方を検討していきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

(大熊会長)

よろしいですか。そのほかご意見ございませんでしょうか。

(山中委員)

今、お二人の中村さんから道路の話が出て、石畳ということでお答えがあったので、経験ではないのですけれども、美装化というものが本当にいいのかどうなのかということに非常に疑問を持ってしまして、かつて出雲崎の伝建の地区に行ったときに、自然の土の色にアスファルト舗装に色づけられていて、周辺からすると非常に違和感を持ったのです。だから何がいいかという結論を私自身は持っていないのですけれども、例えば、この資料4の表紙にあるような黒舗装、普通のアスファルト舗装のままのほうが、むしろ周辺の都市デザインとの連続性という意味では、違和感がないような気がするのです。つまりこの区間だけ石畳というと、映画のセットのようなもので、言ってみれば公共空間が単体建築デザインの延長線上で扱われるような、そういう違和感を持ってしまして、もう少し極端なことを言うと、例えば、花街もタイル舗装がよかったのだらうかと。むしろ少しつぎはぎの黒舗装のほうが似

合っているのではないかと、そういう感覚を持ってしまして、どうしても景観行政という  
と、ハードの整備で、何か美装化をすればいいという固定観念が、それを疑う必要があるの  
ではないかと。意見にもなっていないのですけれども。

(大熊会長)

よく分かります。先に高松さんの意見も聞いてからにしましょう。

(高松委員)

今のご意見は、非常に私も日ごろ思っておりまして、道になぜ色をつけるのかと。いつも、  
私もその辺は疑問に思っているわけです。ご意見はごもっともだと賛成いたします。私の質  
問の中で、もう一つ景観形成基準の13ページにございます、その他のところの屋外照明につ  
いて、先ほど、中村さんから照度というお話がありましたけれども、光色については、規  
定がここではされていないのですけれども、その辺は自由なのでしょうか。やはり屋外照明  
と言いましても、いろいろ屋外照明があるのですけれども、特に街路に関しては、色はそろ  
えたほうが美しいかと思うのです。今、LEDになったりしてございまして、LEDへの入れ  
替えがいろいろなところで行われているのですけれども、LEDであっても、いろいろと色  
があるわけですので、この通りの光色で、果たしてLEDの白いのでいいのかというところ  
も非常に疑問に思っております。

(大熊会長)

光の色ですね。これについて、事務局からいかがでしょうか。13ページの「その他」のと  
ころの屋外照明については、まちなみ景観に調和するものとし、過剰な光量としないこと。  
光量は議論があるということなのですが、色についてはどうでしょうか。

(事務局)

まず高松委員からのご指摘の部分ですが、その他の屋外照明の照度的なものになるのです  
が、ここはあくまでも建築物の敷地の中の屋外照明という考え方をまずしていますので、あ  
まり個人のお宅のところまでを今、申し訳ありません、基準値で縛るという考えは、今、持  
っていませんでした。先ほど来、道路の整備という話が出ていますが、今回、道路整備にあ  
たりまして、当然、既存の電柱も何かしら整備をして、一体的な配慮をするわけございま  
して、どうしても道路照明とあと防犯灯みたいな部分も兼ねているのですが、その道路照  
明は、当然、何かしらの灯具をつけて、また照度ですとか、光量の範囲をトータルで考えて  
いく必要があると思いますので、その中でまた道路の明るさが、本当にこの建物を生かし切  
れている、風情がある照度だということが、もし分かれば、それはまた民間のほうに拡大し  
ていきなり、伸ばしていくようなところで、今、申し訳ありませんが、われわれがこ  
の色でまとめなさいというところまで、全体の絵が書き切れていないところもありますので、

具体的なそういう計画の中で、改めて必要な照度があれば、民間のほうもまたお願いしていくような段取りで進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(大熊会長)

光については、ご了解いただければと思います。それから、山中先生のご意見も非常に重要なことですので、単純に石畳がいいといって石畳にするということもないように、それについても。

(事務局)

舗装材につきましても、当然、何が何でも石畳がいいということではなく、場合によっては黒舗装の中で、一部、歩くスペースに、色とはいわず、別な舗装材で歩く場所というもの、明記したり、また中村委員がおっしゃったとおり、そこにまた誘導ブロックなり、点字ブロックなりを配置するという、明らかに歩くスペースだということが分かるような安全性の部分と、それからまちなみの風情という部分は、非常に紙一重で相反するものがありますので、これもまちなみ整備としてとらえた中で、一体的にアドバイザー制度など活用しながら、また地元の方とか、関係団体の意見を聞きながら、よりいいものに取り組んでいくということが今の段階の回答でございます。

(大熊会長)

ということです。山中先生、よろしいですか。注意していくということです。

(原山委員)

今、出雲崎の話が出ましたので、当時、私も少しだけ関係した人間なのでコメントさせていただきます。

当時、平成の一けたの終わりごろですけれども、国のほうでもいろいろな道路があってもいいだろうということで、出雲崎につきましても、歴史性の観点で、あの通りを人々に歩いてもらうというような話の中で、黒でなくても、車がなるべく来ないような色合いといった観点で当時、いろいろ地元の話聞いて、今、あれにしているということで、いろいろな道路づくりを踏まえて、今回、よりいいものにできればと思っています。

(中村(脩)委員)

来年、整備するというお話なのですが、現状の計画の内容ははっきりしていないのでしょうか。それと個人的な意見ですけれども、美装が悪いというわけではないかなと思うのですが、いい美装もあるかなと思いますので、石畳なのか、それとも新しい素材で、周囲と逆にアンマッチみたいなマッチを目指すという方法もあるだろうし、あともう一つは、旧小澤家周辺が、今後、変わるということになると、旧小澤家との統一感や二葉町との統一感。その周辺が、もっと広く考えると、空き家が非常に増えているのですよね。空き家の今後の整備



は、それは個人にかかわることだとは思いますが、それもあわせて長期的に考えていく仕組みってないものかと思うのですが、いかがでしょうか。

(大熊会長)

ただいまの意見について事務局から。まず、石畳にするとか、しないとかという具体的な計画というのはできているのですか。

(事務局)

すみません、石畳に関しまして、来年の工事を目指しまして、今、設計をしているところでございます。石畳は、旧齋藤家別邸、それと行形亭のちょうど玄関に当たる関係もありますので、その石と合わせたいという形で、白い石を貼るという予定で今、設計を進めているところでございます。

(中村(脩)委員)

白壁通りに合わせて白くみたいな感覚ですか。

(事務局)

行形亭と旧齋藤家別邸は、ちょうど入口のところが白い石という形で、黒とかいろいろ考えましたけれども、行形亭などの石に合わせたほうが、連続性があるということで、考えております。

(大勝都市政策部長)

私のほうから空き家といいますか、旧小澤家周辺のまちづくりということで、課題として非常に空き家が出ていると。また、旧小澤家という観光とか、交流として使う施設の回りなどのように点ではなくて、線でつなぎつつ、また面的に広がりを持たせて活用していかなければならないという思いは、全く私どもも同じ思いを持っているところでございます。ただ、どうしても空き家につきましては、個人の財産というところがあるということと、持たれている方の意思があるというところで、なかなか今、建築部のほうでも検討を行っているところなのですが、一応、税制上の問題だとか、いろいろな対策を考えているのですけれども、難しい課題があるのも一つです。一方で、先進地などで、例えば、富山の岩瀬地区でしょうか。そういう空き家を地域で活用して、アーティスト・イン・レジデンスみたいな仕掛けでにぎわいを作った事例もありますので、私どもも新潟市として、あの下町(しもまち)がどういう形がいいのか。いろいろ議論があるところですが、せっかく早川堀も整備しましたし、それから郷土資料館といいますか、みなとぴあ、旧小澤家、二葉中学近辺、こういうところをしっかりとつなぎ合わせて、新潟の魅力として磨き上げていきたいという思いはありますので、非常に勉強しながら、私どもも開港150周年と今、一つ使命に持ちながら、内部で検討させていただいている状況でございます。

(大熊会長)

よろしいですか。石畳の件については、アドバイザーにいろいろ意見を聞くとか、そういうことになっているのでしょうか。では、西村さんはそれに関係しているの、もう関係していないのですか。

(西村委員)

座長です。

(大熊会長)

それでは、よろしく願いいたします。

(西村委員)

景観アドバイザーの相談にそれぞれの案件が来るのは着工の30日前なので、もう決まっている状態で相談がされます。こういう案件は、インハウスで持たれているものなので、できるだけ早くご相談いただいて、先ほどのいろいろな多角的な視点があるわけで、基本的には道は図になってはいけないところで地、建物やいろいろな構築物が図として起き上がるべき体系を持つべきものなので、そういう観点も注視しながら、アドバイスしていきたいと思えます。とにかく決まってから持ってこられても困るのでお願いします。

(大熊会長)

この議論は前からやっています、あまりに短すぎるという議論がずっとありました。内部でやっていることですから、早めに西村さんに相談していただけたらと思います。今の西村先生のご発言だと、安心して任せられるということですので、よろしく願いします。そのほかいかがでしょうか。

(番場委員)

13ページの景観形成基準のほうで、少し話が戻ってしまいますけれども、形態意匠・色彩の項目の中に、一番下の欄に外部に面する建具の色彩は、茶系若しくは黒褐色系を基本とすることと書いてあるのですけれども、この建具は、恐らく扉のことを指しているのかと思うのですが、外部に面する開口部としては、窓ですとか、サッシが来るかと思うのですけれども、サッシ関係に関しての基準というのは、ここに含まれているのでしょうか。

(事務局)

サッシも対象になります。

(番場委員)

その場合、例えば、アルミサッシになった場合に、少しイメージが崩れてしまうとかあるかと思うのですけれども、金属製のものが出てきて、色だけで対応するのか、それとも素材とか、そういうことも考慮しなければいけないのかということをおっしゃったのです。

(事務局)

やはりもうすでに一般的にアルミサッシが使われている状況ですので、あまり素材まで指定すると、規制が厳しくて、いろいろ作れなくなってしまうという話が出てきますので、アルミサッシでも、けっこうつやの消えているものですか、茶系のものがありますので、そういうものを使ってほしいという位置づけで書かせていただきました。

(大熊会長)

将来、アルミサッシは使ってはいけないというところまで規制ができる時代になればいいと思いますけれども、まだ当分無理かなという印象です。そのほか、いかがでしょうか。

それでは、今日は多数のご意見ありがとうございました。特に今日は、一応、答申で返事をしなければなりませんので、確認をしたいと思っておりますけれども、まず議案(1)、議案(2)について、それぞれ基本的に内容は同じなのですけれども、今日、示していただいたことに関して、特に先ほどの色彩のところ、マンセル値に関して、明度について記載するというのを私に一任いただくということで、この原案にご賛成いただけるのでしょうか。よろしいですか。どうもありがとうございます。同じ内容なのですけれども、議案(2)ということで、屋外広告物条例に基づく屋外広告物の規格の設定についてということで、これもマンセル値に関連することになりますけれども、その点を預からせていただいて、原案どおりということでもよろしいでしょうか。ということで、ご確認いただいたということで、これで答申させていただきます。明度に関しては、私が責任を持ちます。ということで、ありがとうございました。

それから、先ほど最後のこれは今後、古町花街地区だとか、旧小澤家周辺地区も特別区域にしていくということで頑張ってやってください。よろしくお願いします。

それでは、次の報告ということで、(1)景観重要建造物の指定についてということで、ご説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局より説明させていただきます。

実は、前回の審議会の報告におきまして、景観重要建造物について、大分時間を取って説明させていただきました。その際に基本的には、景観重要建造物に関する根拠法であります、いわゆる景観法の条文説明ですとか、新潟市景観計画や国土交通省令で定められた指定の方針。例えば、建物が道路等の公共の場所から容易に望見できること。地域の景観的特徴を備えることといった内容ですとか、あと新潟市における指定の優先度の考え方です。基本的に景観重要建造物というのは、新しいものも、古いものも、すべて対象にはなるのですが、新潟市は古いものがどんどん消えていくような状況がありますので、やはりそういった古くて

良いもの、老朽化の進む歴史的建造物をまず優先してやりたいと。しかもできれば、所有者に保全の意思の認められる登録文化財といったものをまず優先したいということ。さらに湊町にいがたの伝統的な景観を有する地域にあるものをまず優先したい、というところのご説明をさせていただきました。それらを取りまとめて、具体的な指定候補として、いわゆる景観計画特別区域を設定する予定になっております、旧齋藤家別邸周辺地区から選定することといたしまして、行形亭、北方文化博物館新潟分館、旧齋藤家別邸の三つを対象とするという旨を説明いたしました。

さらに、今年の3月に旧齋藤家別邸が、国の名勝に指定されましたので、国の名勝になりますと、いわゆる景観重要建造物の対象から外れますので、したがって行形亭、北方文化博物館新潟分館を対象とするということになりました。

ここからパワーポイントで説明させていただきます。当初、いわゆる行形亭、旧齋藤家別邸、北方文化博物館新潟分館について、行形亭は登録文化財、北方文化博物館も登録文化財ということで、こちらの道路の美装化を進めるということと、特別区域の設定によって、今後、きれいにしていくという湊町のまちなみを作っていくという観点で、この区域から選んでいこうということで、絞り込みを行ってきました。この行形亭や北方文化博物館は、複数の建物で構成されておりまして、指定の方針との兼ね合いもありますので、各施設からさらに絞り込むことといたしました。

絞り込みの方針としては、市の指定の方針のとおり、道路や公共の場所から容易に望見することができること。また、今回の旧齋藤家別邸周辺地区では、中央を横切る道路を主要な視点場と考えていることから、特にこの道路から見えるものを優先して取り組むことを考えました。それぞれの施設について見ていきます。

まず、行形亭です。こちらが行形亭の航空写真です。こちらの青線で囲まれているのが、いわゆる登録文化財として登録されているものです。赤と黄色で塗られているものが、いわゆる道路から見えるものということなのですが、ただ、黄色については、ほとんど道路から見えにくい。この一部しか見えないということもございまして、今、考えているのは、道路側にあります、いわゆる土蔵という赤で塗られている部分です。それと表側の門の2件を指定しようかということで考えているところでございます。実際、敷地の奥のほうにあります、いわゆる寿の間ですとか、二番の間、三番の間、これらはなかなかよい和風建築ではあるのですが、道路から全く見えませんので、これは景観重要建造物としてはなじまないのかなということで、外してあるというものでございます。これが写真です。蔵とこれは門です。どちらも古いものでして、どちらも登録有形文化財となっております。

続きまして、北方文化博物館新潟分館でございます。こちらの敷地内には、7件の登録文

化財があります。また、登録されてはいませんが、歴史的な建物が2件あります。この青枠で囲まれているのが、いわゆる登録文化財でして、青く囲われていない黄色で塗られているだけのものが、いわゆる古い歴史ある建物ということでございます。こちらも上の緑の道路から最もよく望見できるものということで、いわゆる赤の土蔵を指定の候補と考えております。こちらの土蔵です。こういった土蔵を指定の候補としたいと考えてございます。

今後の流れにつきましては、所有者との協議ですとか、指定に必要な図書等をそろえ、本審議会でご審議いただき、指定に進みたいと考えております。現在の事業の進捗状況としては、以上の説明になります。

(大熊会長)

ただいまの説明に関して、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。いずれ、これがこの審議会にかかるということなのですね。旧齋藤家別邸に関しては、全然、今まで登録有形文化財にしようとか、そういう話はなかったのですか。

(事務局)

そうですね。旧齋藤家別邸は、すでに国の名勝になったということ。

(大熊会長)

なかなか名勝になってしまうと、今度、重要文化財だとか、登録有形文化財とか、そういうものになりにくくなってしまいますよね。だから、どちらがいいのか、僕にはよく分からないのですけれども、私の経験では、岩国の錦帯橋を世界遺産にしようとしていて、あれはまずは重要文化財にしなければならないといったような話があつて、ただ名勝でかかっている、名勝の中の構造物を重要文化財にできるのかみたいところが、なかなか話がうまく、文化庁の中のセクションが違うものですから、すっきりと話がいかないといったような経験があります。そういう意味で、ある意味、名勝のほうが格は上なのでしょうけれども、旧齋藤家別邸を構造物として登録有形文化財、あるいは重要文化財にするというのは、逆に難しくなったのかなという印象を持ちました。残りのものに関しては、今、こういうことで進められていくということで。

それでは、この件について、何かございませんか。

(西村委員)

行形亭の指定なのですが、道路から見えるところに母屋があつたり、いろいろあつたりと思うのですけれども、僕はあまり行形亭へ行ったことがないのですが、湯殿はけっこういい建物だし、母屋の前のひさしのところも年季のあるものなので、道路に面してはいないけれども、少し屋としての空間の抱きというか懐というのは、景観の中でとても大事だと思うので、そういうことも考えてもう少し指定の幅が広がればよいなと思います。

(大熊会長)

門からも少し首を入れてのぞくとよく見えるのですね。

(西村委員)

道路側から門の奥をのぞくと見えるのです。その見えるところも一つ景観としては大事だろうと思います。それと齋藤邸なのですが、ものを作る側の人間からすると、とても痛いことなのですけれども、門の左側に資料4の齋藤邸の写真を見ていただくと分かるのですが、門に向かって左側に看板が貼ってありますが、板塀とか、土塀が目立つものが貼られるというのは、極めて不作法で、建物が大事で、景観が大事だと言っている側の人間が、これを作るのは痛いと思っています。もう少し建物に対して、やさしく。指示板が必要であるということなら、もう少し違うつけ方があるのではないかと思います。そういうことも含めて、景観のこれからのいろいろな作り込み方というのは注意していただいて、進めていただければと思います。

(大熊会長)

大変貴重なご意見ありがとうございます。これに関して、事務局から何かコメントありますか。

(事務局)

行形亭の母屋の件でございますが、実際、見ていきますと、門が開いていると見えるのです。門が閉まっていると見えないので、われわれ、公的な場所から見えるというあたりを重点的に進めていこうと考えておりまして、今回の景観重要建築物にはならないのかなということでございました。

(大熊会長)

要するに齋藤邸別邸のこういうものを言っているのでしょうか。

(西村委員)

そうそう。それがそうですよ、とご理解いただければ。

(大熊会長)

今後、こういうところもべたっと貼るのはいろいろ控えたほうがいいようには思います。注意していただければと思います。そのほかいかがでしょうか。

(中村(美)委員)

些細なことなのですけれども、北方文化博物館の通りの写真のところ、多分、ごみ置き場があるのかと。緑の柵が置いてあるのはそうかなと思うのですけれども。

(大熊会長)

どの図を見れば分かるのですか。

(中村 (美) 委員)

北方文化博物館新潟分館のところの電柱の近くに多分、ごみ集積場なのかと思われるものがある、もしこの通りにそういうものがあるのであれば、そうしたのも、何かうまくカバーリングできるというか、景観にそぐうような形にできるといいなと思った次第です。

(大熊会長)

事務局、これは何ですか。ご存じですか。

(事務局)

現地へ行きますと、いわゆる朝のごみ捨てのプラスチックの柵が置いてあります。多分、朝はごみを置いているのだと思います。

(中村 (美) 委員)

ここをもう少しできるといいですよ。

(高松委員)

すみません、私はここが始まる前に、車でさっと通ってきたのですが、今の状態は、ごみが回収されてますので、このようにして立てかけてあるのです。

(大熊会長)

プラスチックのものを畳んで、網みたいなネットを。

(高松委員)

やはりこれも景観的によろしくないもので、この辺のところの指導というか。

(大熊会長)

ゴミでないときはやめてくださいと。

(高松委員)

表には置かないようにしていただけたらいいなと思います。

(大熊会長)

最近、京都へ行ってないから分からないのですが、昔、京都もすごいゴミがぼんぼん通りに出されていた時代がかなりありましたよね。最近、どうなっただろうか。ごみの問題もぜひよくいろいろご検討いただければと思います。

(事務局)

今後、道路の美装化もありますので、その中で自治会等とお話ししていければと思います。

(大熊会長)

ゴミ当番というのがあると思いますから、そういう人たちにお願いするということになるだろうと。私もよくゴミの掃除で、担当が来たらいろいろやっていますけれども。

さて、その他よろしいでしょうか。それでは、これは報告ということで、いずれこの審

議会に諮っていくということですので、そのときにはまたよろしく願いいたします。

それでは、最後、その他ということをお願いいたします。

(清水まちづくり推進課長補佐)

ありがとうございました。

それでは、次第4その他ということですが、事務局のほうでは特にご用意しておりませんが、委員のほうから何かありましたら、この場でよろしく願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(大熊会長)

1年ぶりの委員会ですし、公募委員はあと1年しかないという、1年もないのでしょうか。来年8月までですから、なかなか意見を言う機会が少なくて申し訳ないと思っていますけれども、何かご意見があればご提案いただければと思います。いかがでしょうか。とりあえず、こんなことを考えてくれ、検討してくれということで提案いただければ、事務局にぽんと投げて、いろいろ検討してもらいますけれども、いかがでしょうか。

(中村(脩)委員)

景観が割りと好きな方とか、景観をテーマにしていらっしゃる方が多いわけですが、当然、常日ごろから景観に関しては、いろいろな情報に触れていらっしゃると思うのですが、新潟市のことに関しては、知らない、よく分からないという方もけっこういらっしゃるのではないかと思います。できたら何らかの勉強会とか、まちづくりの講座なども、今はあるのでしょうか、昔はあったと思うのですが、そういった案内といったものは、まちづくり推進課のほうで主催するわけではないのかもしれないのですが、何かあるといいなと思います。最近、ブラタモリから生まれてブラニイガタというものがあるのですが、そういったものでもいいのかなど。中村さんのほうで企画にかかわっていらっしゃると思うのですが、そういう案内が、私なども含めて景観に関しては素人もいらっしゃると思うのです。ですから、プロでももっと知りたいということもあるでしょうから、何かそういう案内みたいなものが欲しいなと思うのですが、いかがでしょうか。

(大熊会長)

何かそのようなことで、例えば、講座をやるとか、シンポジウムをやるとか、まちづくり推進課だったか。

(高松委員)

今、ブラニイガタということですが、すみません、私、存じ上げなかったのですが、実は、私は景観ネットの会員団体でもあります。景観ネットでも、それこそブラシロネというものを来週、開催の予定です。そういうまち歩きだけではなく、歴史を振り返りながら



まち歩きということで、いろいろな事務関係をやっておりますので、ぜひそういう情報の共有ということも、今、中村先生がおっしゃったように必要かと思ひまして、せんえつですけれども、そちらの景観ネットのほうの宣伝をさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

(大熊会長)

新潟は古い集落がけっこうあって、それぞれみんないい景観を今でも持っているところがたくさんあるのです。だから、そういうものも大事にしていきたいと思ひているのですが、なかなかそこまでは手が回って、何かありますか。

(大勝都市政策部長)

景観というところで、今、新潟市は専門的な立場という景観ではないのですけれども、かなりまち歩きという視点で、特に古町とか、下町(しもまち)、それから沼垂に広がったまち歩きというものが、今、区のほうでもかなり広がりを見せています。具体的には、先ほど、高松さんからお話がありましたように、白根ですとか、小須戸ですとか、それから新津です。いろいろな地域で地元の昔からのまちなみや歴史を学んでみようという動きが出ておりますし、私ども、市のほうでも区役所が中心になって、そういう動きを支援する取組みを区独自の取組みとして、かなり出てきているなと思ひます。また、やはり私どもも逆に行政の立場で言いますと、今、信濃川の空間というものをどう磨き上げていくかということが、新潟にとって大きなテーマになるのではないかと。川の空間、それから港の風景。それとその背後にある市街地のまちなみ。こういうところを行政としてもしっかり、先ほど、中村さんからお話がありましたけれども、きちんと将来ビジョン的な方向性を示していく必要があるということで、関係部局、今まではどちらかという、これは都市政策だよなという話があったので、今日、文化スポーツ部のほうから関係課長が来られていますが、庁内一丸となって横の取組みで新潟のまちなみ、景観というものを全国、世界に発信できるような仕掛けをしていきたいと思ひています。そういう部分では、ぜひ先ほど、高松さんのお話にありました広告関係といひますか、そういうところの民間の団体とも手を取りつつ、そういう研修会みたいなアイデアがあれば、私ども、ぜひ協力させてもらえればと思ひております。

(山中委員)

大熊先生が、いい集落がいっぱいあるという話で、また余計な話ですけれども。私の大学のある海老ヶ瀬集落というのは、戦国時代からずっと続いて、村の景観が残っているのですけれども、近年、調整区域に対する開発規制の緩和というものが新潟市が独自にやられているということで、多分、緩和規制の影響だと思ひますけれども、集落の中の大きな農家がどんどんミニ開発で、いわゆるハウスメーカーの住宅がどんどん建っている。私有地に対す

る制約をかけるというのは、また問題は問題だと思うのですけれども、やはり景観という意味でいうと、ただ緩和をするだけではなくて、そこにある種、別枠の守るような網というものも、一緒に検討するというくらいやっていただくと、今、全然、何も放置されているような状態の集落景観が多少なりとも消えていく速度が遅くなるのではないかという感じを持っています。

(大熊会長)

山中先生がそう言うのと、僕もまた言いたくなる。新潟市内の中では、例えば、ビッグスワンの脇の清五郎などいい景観をまた持っているなど思っているのですけれども、そのほか、今回、水と土の芸術祭に関連して見に行った所で木場などもなかなかいい所ですし、福井もまたいいですし、漆山とか、見ていくとそれぞれ平野のど真ん中にありながら、今、話があったように、戦国時代からずっとつながっているというところで、いい所がたくさんありますよね。だから、今のところ、中心の市街地ばかり強く目がいつているけれども、周辺にも少し徐々に気を配っていったほうがいいのかなという感じは持っています。水と土の文化推進課も関連してくるのかもしれませんが、連携してうまく保全していったらと思います。

それとついでですから、信濃川沿川のところで、早く次のステップへ進んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。もう私も来年の8月までで引退しますので。

その他、ございませんでしょうか。それでは、今日は、これで終わりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(清水まちづくり推進課長補佐)

事務局からの連絡事項でございます。次回の審議会の開催につきましては、現在のところ未定でございますが、会長と相談のうえ、開催のご案内をさせていただきますので、よろしく願いいたします。本日、ご指示ございました、色彩マンセル値の明度の表示につきましては、会長と相談のうえ、進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、これで会議を終了させていただきます。本日は、お忙しいところ。委員の皆様には長時間にわたるご審議、ありがとうございました。以上で、第25回新潟市景観審議会を閉会といたします。どうもありがとうございました。